

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス（重度訪問介護）事業 【運営規程】

（事業の目的）

第1条 医療法人平塚整形外科医院が設置する平塚整形外科ホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 重度訪問介護の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 重度訪問介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び「福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営のの基準等に関する」条例」（福岡県条例第五十七号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 平塚整形外科ホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水北3丁目82番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとす

る。

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている重度訪問介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上 (常勤)

サービス提供責任者は、重度訪問介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る。調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 5名 (常勤3名、非常勤2名、常勤換算で2.5名以上)

従業者は、重度訪問介護計画に基づき居宅介護の提供に当たる。

(4) その他(事務職員等) 1名

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(営業日及び営業時間)

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、8月13日から15日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(重度訪問介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者

(2) 知的障がい者

(3) 障がい児(児童福祉法に定める障がい児)

(4) 精神障がい者(18歳未満の者を含む)

(5) 難病患者等

(重度訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う重度訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 重度訪問介護計画の作成
- (2) 重度訪問介護
入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護
- (3) 前各号に附帯するその必要な介護、相談、助言を含む

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定重度訪問介護を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、障害者総合支援法第29条第4項の定めによるものとする。

- 2 法廷代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算した額の全額を利用者等から受領する。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護を行う場合は、次の額を徴収するものとする。
 - (1) 通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル未満は無料。
 - (2) 通常の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル以上は20円
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、春日市・大野城市・那珂川市筑紫野市太宰府市・福岡市博多区・福岡市南区の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 重度訪問介護の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(人権の擁護、虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は利用者に対し「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条7項に掲げる行為その他当該障がい者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

(身体拘束適正化について)

第12条 身体拘束はご利用者の生活の事由を制限する事で重大な影響を与える可能性があります。当事業所は利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、事業所を運営し、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない事とする。

- (1) 身体拘束適正化の為に利用者、家族との話し合いを行う。
- (2) 身体拘束適正委員会の設置及び必要な研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、福祉事務所、利用者の家族、利用者に係る居宅事業所相談員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は感染症や非常災害の発生に置いて、サービス提供を継続的に実施する為及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の「業務継続計画」を策定する。また、職員に対し周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びに

その家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保持するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人平塚整形外科医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、令和6年6月1日から施行する。